

重複申請の可否について

- 本補助事業には【車両の効率化設備の導入等事業】、【業務効率化事業】、【経営力強化事業】、【人材確保・育成事業】の4分類の補助対象事業があります。
- 異なる分類に属するメニューは重複申請をすることができますが、同一分類内のメニューは重複申請をすることができません。下記をご確認ください。

補助対象事業の分類

【車両の効率化設備の導入等事業】

- ①テールゲートリフター
- ②トラック搭載型クレーン
- ③トラック搭載用2段積みデッキ
- ④速度制限装置の機能改修

【業務効率化事業】

- ⑤予約受付システム
- ⑥ASNシステム
- ⑦受注情報事前確認システム
- ⑧パレット等管理システム
- ⑨配車計画システム
- ⑩求貨求車システム
- ⑪運行・労務管理システム
- ⑫契約書電子化システム
- ⑬車両動態管理システム ※下記【ご注意】参照

【経営力強化事業】

- ⑭原価管理システム
- ⑮M&A・事業承継

【人材確保・育成事業】

- ⑯人材採用活動
- ⑰人材育成活動
- ⑱大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

重複申請可能なケース

異なる分類の補助対象事業は、重複申請することができます。

【ケース1】

「車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターと「業務効率化事業」配車計画システムを申請する

- ①テールゲートリフター
- ⑨配車計画システム

【ケース2】

「車両の効率化設備の導入等事業」のトラック搭載型クレーン、「経営力強化事業」の原価管理システムと「人材確保・育成事業」の大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格を申請する

- ②トラック搭載型クレーン
- ⑭原価管理システム
- ⑱大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

重複申請不可能なケース

同じ分類の補助対象事業は、重複申請することができません。

【ケース1】

「車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターとトラック搭載型クレーンの申請をする

- ①テールゲートリフター
- ②トラック搭載型クレーン

【ケース2】

「車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターと「業務効率化事業」配車計画システムと運行・労務管理システムを申請する

- ①テールゲートリフター
- ⑨配車計画システム
- ⑫運行・労務管理システム

※ケース2の場合は、「①と⑨」又は「①と⑫」のいずれかの組み合わせにより重複申請することができます。

【ご注意】車両動態管理システムについて

【業務効率化事業】⑬車両動態管理システムについては、上記のルールにかかわらず、⑤から⑫のいずれかのシステムと同時に導入し、重複申請をする必要がありますので、ご注意願います。